

第 2 7 回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成 2 8 年 9 月 9 日

上富良野町農業委員会

第27回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成28年9月9日(金) 午後4時30分から午後5時55分

2 場 所 上富良野町役場 第2会議室

3 出席委員 名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	三好 利和	3	谷 忠
4	杉本 隆一	5	石橋 信次	6	佐藤 良二
7	井村 昭次	8	島田 政志	9	舘尾 雄治
11	井村 悦丈	12	青地 修		

4 欠席委員

10	長谷川裕見				
----	-------	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第3条第1項による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 土地の現況証明下付について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	北越 克彦	主査	甲斐 幹彦
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後4時30分） （着席）

開会の宣言

事務局長 只今より、第27回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
8番 島田政志 委員に合わせ、ご唱和ください。

石橋委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議 長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、 名であります。
定数に達しておりますので、これより第27回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、
8番 島田政志 君、9番 舘尾雄治 君、を指名いたします。

議 長 日程第2 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題と
いたします。
議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局長 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第4条の規定による農地の転用申請のあった次の件について、再審議を求める。
平成28年9月9日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

この件につきましては、前回8月10日開催の第26回総会で審議されたもので、今回改めて許可についての再審議を行うものです。内容を朗読。

前回の8月10日開催の第26回総会で審議されたもので、今回、改めて許可についての審議を行うものであります。

所在につきましては、0000番00、地目は畑、面積9,800㎡、土地所有者と転用申請者は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さんです。計画の内容は、牛舎の面積2,700㎡、堆肥舎の面積900㎡、通路の面積1,643㎡、作業スペース3,458㎡、法面の面積1,099㎡、合計9,800㎡です。転用の中身は牛舎、堆肥舎、作業用スペース等の建設。工期については許可日から本年12月20日までです。

前回、平成28年8月10日に審議しました。北海道農業会議へ文書の送達を8月12日に実施し、北海道農業会議からの回答が平成28年8月25日道農会議第150号で回答を受けたところです。

事務局長 通常の転用の案件ですと、この北海道農業会議の回答をもって数日後の日付で許可を与えているところですが、地域の住民会との関係等がありまして許可について保留としおり、今回、再審議です。

経過ですが、8月13日に〇〇地区住民会が〇〇公民館で開催され、事務局長、館尾委員と出席したところです。説明者側は〇〇〇〇さんの社長さんと専務さん、工事の概要等の説明がありました。その後、質疑応答になり一部の反対意見を持つ方から意見がいろいろ出てきまして最終的には合意という形には至らなかったです。形的には平行線です。

その後、〇〇住民会から〇〇〇〇さん合わせて行政の方にも地域に対してのいろいろな質問状が出され、〇〇〇〇さんから回答、行政からも回答した経過です。質問の中身は臭いの問題、光の問題、土砂の流失等です。〇〇〇〇さんからは丁寧な説明もありました。行政の回答としては法令に基づいた対応を事業者にしていただくのが基本的な筋であると返答したところです。

その後、〇〇住民会の中で地区の住民投票のような形で地区内の投票が行われた。その結果、賛成が20%、反対が77%、反対という意見が多かったという結果になりまして、その反対の結果につきまして町長宛てと〇〇〇〇さん宛てに住民会長さんから反対となった意思表示がありました。農業委員会の立場としては、本来は8月10日の時には地域との合意、地域との説明会、8月13日の説明会にて上手くまとまっていければいいなと思っていたが、現在においては地域との合意には至っていない結果となり、本日の総会を迎えました。

今後、皆さんの意見をどのような形で進めていくか審議をお願いします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第1号について、提案に関する補足説明を願います。
「9番 館尾雄治 委員」

館尾委員 9番 館尾です。議案第1号について、補足説明いたします。

先程、申請のあった場所を皆さんに見ていただきました。〇〇〇〇の方からもいろいろとお話を聞かれたので、私の方からは〇〇〇〇さん側の話は省略させていただき、〇〇住民会のこれまでの流れと雰囲気は簡単ですがご説明させていただきます。

先程、事務局長の方から説明がありましたが、住民投票に至った理由の一として住民説明会の中で、〇〇〇〇さんが「反対するならば、建設を諦める。」との発言があったので、そこがあってこのような強行的な住民投票という形になってしまった。私も〇〇の住民なので投票の結果が反対と出るのには目に見えていた。その結果が出た時にどのようにするか話し合いをしていた。役場と〇〇〇〇さんへ結果を書面で提出した。その後には役員会を開いたそうです。〇〇の役員の中で大半の意見は、今回の件について、転用の許可は法的には何ら問題は無い、農業委員会としても止められるものではないので許可になるだろう。という雰囲気なのです。ただ、許可になった時に〇〇〇〇さん側と十分な協議をしたい。協議をして歩み寄りたい。わだかまっている問題を解決した中で進めて行きたいというのが現段階での役員の意見です。

このような状況ですので、慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

根本的な問題を解決するために意見交換をしていただきと思います。

島田委員 新聞報道でも書かれていたのですが、地域住民にきちんとした説明がなされていないとの事があったのですが、今日の話を知ると地域住民へはちゃんと話をしていますという

- 島田委員 ような言い方だったので、住民会の方できちんとした説明が得られていないというところは、どのようなことなのでしょう。何所が説明されてなくて、どういう情報が欲しかったのか。わかればご説明をお願いします。
- 館尾委員 記事の中身なので、多分、計画がどうなるかわからいと発言があったので、頭数も当初50頭と言っていたのが200頭になって、もっと増えるのかと確認した。事業の展開により不明なので。従業員が常駐するのかなど。
- 事務局長 住民会側の方でいろいろな意見が出て、中には質問のような意見もあり、〇〇〇〇さん側も質問には答えておりましたが、最終的には合意に至ってはいないと新聞に掲載された。
- 館尾委員 記事は淡々と状況を伝えてくれた。どちらかに偏った内容ではなかった。
- 谷本委員 反対意見が多かったらしいですが、反対意見の内容とは。
- 館尾委員 反対意見の内容は聞いておりません。
- 議 長 先程、現地でお話ししましたが、一昨日に事務局長、私と職務代理、館尾委員と住民会長さんとお話をしました。現実問題として許可は出るだろうが、それを認めてしまうと計画より際限なく大きくしていくのか不明である。質問状にあった光の問題や臭い問題はあまりないようでした。問題は住民会に何の話も無く規模が拡大されていくことのようにです。
- 館尾委員 〇〇地区も際限なく牛舎が乱立して行く。それを危惧している。
- 島田委員 農地でなくなれば関係ないですから。
- 議 長 申請箇所は、隣地の林地開発の許可を受ければ建設するのは可能です。
- 島田委員 〇〇〇〇の方以外で直接利害のある方はおりますか。
- 館尾委員 何も無いとは言えないです。
- 議 長 農業委員会が許可を出さない事は難しい。今日、許可を出すことで決めるのか、合意形成を図ってもらうために何回か話合いを行ってもらい、その話の結果を踏まえて総会か臨時総会を開いて議決を取るしかないと考える。農業振興地域で農業を行なって、町の振興計画に沿った形で事業を展開しようとしている案件を農業委員会がどうやったら止められるのか。
- 谷委員 止められない。最初からボタンの掛け違えがみたいなものがある。住民会へ丁寧な説明が〇〇〇〇さんからあったらこのような事態にはなっていなかったと思われる。すれ違いがあった。感情的とは言わないが。農業委員会としては法的に何も問題がないという立場です。合意をもって解決してくださいとしか言えない。畜産振興の観点から見るとありがたいことである。
- 館尾委員 順番の違いなのです。林地開発の許可が出ていたら既に建っていたかもしれない。たまたま許可が出ないから農地の方になった。
- 谷本委員 期日も迫っているので、〇〇住民会と調整して話を進めてもらうしかない。農業委員会が止めることは出来ないかと。
- 議 長 〇〇〇〇さんの農道工事ですが、基盤整備ではなくて、そこに建物を建てるための工事を事前着工しているように見える。

- 谷本委員 一昨日に住民会長さんを交えて話をされた際に、住民会長さんは近日中に住民会で動いてくれるような話がありましたか。
- 議 長 そのような話はありません。ただ、住民会側から〇〇〇〇さんの方に話し合いをしましよ
うと行くことはない。そこに行政が橋渡しをしてくれてもいいのではと言う住民会側の
話です。町の産業振興課長へ伝えたが、行政がその話し合いに入って話をすることは出
来ないと話でした。事業者へ法律に基づいた指導はできるが、建物を建てるのか建て
ないのかの話には行政に係る事案ではない、民間の話し合いの中で合意形成をするもの。
農業委員会へ住民会からのアプローチはありません。北海道農業会議へ問合せたが、住
民会が反対している事案は無いとのこと。また、北海道農業会議から諮問が下りたのを
再審議するのも初めてです。
- 谷委員 本来、ここに議案として出てくる時は全ての協議が終わっていないなければならない。この
状態でどのような判断をしますか。
- 議 長 農業委員会は、この案件に関して不許可相当の判断は出せないの、両者の合意形成を
何回か図ってもらって次の総会で許可を出せるだろうと思っていた。多少の反対があっ
ても何回か話し合いを重ねていくうちに歩み寄りの部分が見えてくれば許可を出せば
と思っていた。両者の話が全然進んでいないとは思わなかった。
- 谷本委員 住民アンケートの数ほどのぐらいありましたか。
- 事務局長 28世帯のうち62票
- 谷本委員 住民アンケートはいつ頃実施されたのですか。
- 館尾委員 8月28日です。
- 議 長 住民会長とお話をした際に、町と〇〇〇〇さんへ質問状を出して、質問の答えをもらっ
て、それの何が納得できる、納得できないかが一切なく、皆さんの賛否を問う時には反
映しませんとあれば、何のための質問状を出したのか。質問状を出したのなら、ここが
納得できないから賛成しかねますとなるなら理解はできる。
- 事務局長 北海道農業会議とのやり取りについて。前回の総会では審議を終え、保留として北海道
農業会議に意見の聴取を求め、8月25日付けで回答をいただいた。新聞記事になった
のは8月23日頃で、その記事を北海道農業会議へ送って情報提供したところ。北海道農業会議は通常どおりの事務手続きが行われ、回答の文書が届きました。その後、
地域から反対との意見が出たことも北海道農業会議へお知らせをして、9月9日に総会
があるのでアドバイスをいただきたいと相談しました。その後、北海道農業会議は北海
道庁へ連絡をいれました。道庁から上川総合振興局へ連絡が行き、上川総合振興局から
私の所へ連絡がありました。経過については上川総合振興局へ情報提供しておりました
ので、新聞の記事についても上川総合振興局は承知しておりました。
住民は反対。上川総合振興局からは上富良野町はどうするのかと聞かれ、町としてはア
ドバイスが欲しいので北海道農業会議へ相談したところ。許可するのか許可しないの
か。許可しない方向ではない。どのような形で許可をしていくのか。条件を付して許可
をしていくか。条件を付すならどのような条件を付すのか。条件の案を上川総合振興局
へ連絡した。
- 三好委員 合意できそうですか。
- 館尾委員 〇〇〇〇さんの出方しだいかと。〇〇〇〇さんから歩み寄るスタンスを持ってくれば
状況は変わってくるかと。

- 石橋委員 地域の意見が反対だから農業委員会も反対だとかはおかしい。農業委員会は法律として問題がない。地域がもめたら許可を出さないとするのはおかしい。農業委員会が左右されるような事であってはならない。住民会が納得するなら農業委員会は許可を出すようなやり方はおかしい。この後も同じような案件が出てきたら、その都度、住民会が良いなら農業委員会も良いですよとは言えない。あくまでも法律的に許可するにあたいすることで進めてきた。住民感情はあると思いますが、住民感情に左右されているより農業委員会としては許可をしない理由がないので許可をすべきかと。
- 島田委員 ここまで感情論になるのは、最初は山林の方で工事をやっていて、そこが駄目になったから農地に変更になった。後出しは駄目だということを文書で教えることが必要かと。
- 議 長 山林の工事は関係ありません。関係無い事に農業委員会は何もできません。
- 職務代理 農地転用許可なので、山林を切り開いたことは話題にすることは無い。
- 議 長 気持ち的にはわかりますが、許可を出すかの出さないのかで、農業委員会では取り上げない。
- 事務局長 農業委員会としては、今回申請のあがった土地の括りの中で転用が適切なのかを判断する。例えば、違う所で同じ人が林地開発の申請が違う順番の中で実施されても農業委員会は意見を言える立場ではない。土砂流失の問題についても転用申請の箇所から出たのか、林地開発の箇所から出たのかは区別して考えなければならない。今回の転用場所については周辺の農地へ与える影響がどうなのかを判断する。
- 島田委員 7月末に申請があり、6月には着手していたのですよね。
- 谷本委員 申請を出した時点では、まだ何もしていない。
- 職務代理 農道を作っていた土を置いていた段階です。
- 議 長 林地開発をした場所に牛舎を建てる予定でいた。農地を転用する気は無かった。
- 谷本委員 牛舎へ行くための農道をつくっていた。
- 職務代理 仮に、林地開発が手順を踏んで行われていたら牛舎は建っていた。たまたま林地開発で停止がかかったのでこのような動きになった。普通に許可が出ていたら牛舎は建っていた。
- 杉本委員 農業委員会は感情論に流される必要はない。法に基づき処理するしかないかと。
- 議 長 許可を出すことに反対意見はありませんね。では、今日の総会で許可を発行するか。それとも話し合いを持ってもらって形作りができた段階で許可を発行するか。
- 職務代理 話し合いはつきそうですか。
- 谷本委員 ○○住民会側は○○○○さん側へ話し合いには行かないようです。ワンクッションで役場か誰かが入るとしても。
- 職務代理 ○○○○さんへは、許可は出ましたけど住民との関係は大事なことで付して行くしかない。許可が出たから何でもいいわけではない。
- 舘尾委員 文書だけではなく、○○○○さんと会って話をして許可書を渡す方がいいかと。
- 井村委員 合意形成を待って許可をだすと言っていたら許可は出ないかと。許可を出す中で地域と

井村委員 の合意形成の話合いをすることなどの条件を付す。農業委員会で論議していても結果は出ないかと。

谷本委員 農業委員会のあるべき道は許可を出すか出さないか。出すと決まったら、地元の委員さんは住民会長さんと調整して進めていかないと。農業委員会は許可を出したことを踏まえて住民会長と進めていかないと。

館尾委員 それは大丈夫です。

谷本委員 このまま延ばしても進まない。今日の総会で許可を出すか出さないかです。

議 長 決をとりますか。
今回の総会で許可書を発行してもよろしいでしょうか。

「はい」の声あり

許可の条件として、今後建設に際して地域住民との話合いをしてくださいと付していきます。

事務局長 奥書に許可条件を追加することは法令違反になるので、許可を通知する文書に記載することとなります。
上川総合振興局から事前に見せて欲しいと連絡がありました。文書を出した後で問題になっても困りますので情報提供をしております。農業委員会の条件を意見に直して記載した。また、申請者に会って口頭で説明して渡すようにと指導を受けております。転用許可申請で地域住民などから反対の意見を受けて農業委員会が許可を出すという事案は北海道内で例がないようです。今回が初めてのケースらしいです。

議 長 文書についてはこれでよろしいでしょうか。

事務局長 許可日については、9月12日付けにして〇〇〇〇さん側と時間を調整し、説明して手渡しすることで進めます。

議 長 この案件に関しては、許可を出すことで進めます。

議 長 日程第3 議案第2号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局長 議案第2号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。

平成28年9月9日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

議案第2号1番について

申請場所は〇〇地区です、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は河西郡芽室町の〇〇〇〇会社さん。畑1筆、田1筆、面積5,109㎡、売買です。〇〇〇〇さんの規模縮小です。

農地法3条の許可の要件として、農地の全部効率利用の条件があります。これについては、自分が所有している農地については全部自分が使用しているのが受け手の条件にな

事務局長 ります。受け手に不耕作地があったり、農地を有効に利用していないのに違う農地を取得するのは駄目です。自分の農地を第三者に貸しているのに新たに農地を取得するのは駄目です。自分が新しい農地が欲しい場合は、不耕作地を有効利用する、貸している農地を返してもらうのが基本的な考え。
今回の〇〇〇〇さんの案件は、前回の総会の中で〇〇〇〇に隣接する農地を〇〇〇〇さんから斡旋で買い求めたのですが、その農地を〇〇〇〇さんへ賃貸する経過があります。農地法の原則論から考えれば相応しくないが、賃貸の場合は賃貸の形状や理由、地域との関係などから返してもらうことが困難な場合は新たな農地を求めるのはいいでしょうと北海道農業会議からアドバイスいただいております。
〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんのワイン用苗の関係で賃貸している農地は3年と1年の限定であり、今回の〇〇〇〇さんにつきましては貸している農地はありますが、農地を求めることについては農地の全部効率利用には適合することで進めていきたい。

議 長 議案第2号 について、提案に関する補足説明を願います。
「2番 三好利和 委員」

三好委員 2番 三好です。議案第2号 について、補足説明いたします。

出し手 〇〇線〇〇号 〇〇〇〇さん
受け手 河西郡更別村の〇〇〇〇会社
所在地は、〇〇地区 〇〇線〇〇号になります。

〇〇〇〇と〇〇〇〇の間にあるアスパラ畑です。〇〇地区で〇〇〇〇さんが農地を取得するのは3件目です。〇〇〇〇さんの規模縮小により売買となりました。
慎重審議をよろしくお願ひします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第2号について、これより質疑に入ります。

島田委員 この土地の平成29年度、平成30年度の作付け計画はあるのですか。

事務局長 今、アスパラが作付けされております。そのままアスパラで利用するようです。

三好委員 〇〇〇〇さんが収穫して労賃をもらってトカプチさんへ出荷すると聞いております。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4 議案第3号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。

議 長 議案第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局長 議案第3号について、ご説明いたします。
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求めます。
平成28年9月9日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

審議資料として、現地調査等を添付してございます。以下、内容を朗読。

1番、0000番00については公簿地目が宅地ですが現況は田になっております。面積333.96㎡、所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、申請目的は地目変更です。幹旋により〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんが受けられた農地、土地改良事業があった農地の地目変更登記がされておりませんでしたので、宅地から田への地目変更です。

2番、〇町〇丁目0000番00と00、公簿地目が畑と田です、合計面積660.00㎡、所有者は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、この土地は平成6年に農地法第5条の許可を受けまして住宅建設のため〇〇〇〇さんが農地を取得されました。その段階で住宅を建設されるはずですが、建設しないまま現在に至っている。農地法が守られていない状況です。本来であれば転用が行われていないので、事業計画の変更若しくは取下げとして事務を進めるのが正しい方法ですが、今回の案件は〇〇〇〇さんの隣家の屋根からの落雪があり、落雪部分の土地を隣家へ売買したいとのこと。北海道農業会議へ転用の取扱いについて確認したところ、売買予定地を転用申請し、残りの土地は事業の取消で進めた方がいいとのこと。しかしながら、元所有者の〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ所有権移転が終わっており土地代金も支払われている。今となっては復元するのは困難である。転用許可から20年経過していること、農業委員会として指導した経過の足跡は残っていない。〇〇〇〇さんから上申書が提出されました。これらを受けて審議をいただき非農地としての証明をお願いします。

3番、0000番00と0000番00については公簿地目が畑ですが現況は宅地になっております。合計面積は856.93㎡、所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、申請目的は地目変更です。春に住宅建設の4条転用の許可をしました。住宅建設の分筆に合わせて農業用倉庫が建っている畑を分筆して宅地へ地目変更です。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第3号1番について、提案に関する補足説明を願います。
3番 谷 忠 委員

谷委員 3番 谷です。9月1日に井村昭次委員、杉本隆一委員とともに現地調査を行いました。

所有者は〇〇〇〇さん。
所在地は〇〇地区〇〇線〇〇号です。

土地改良事業による水田の区画整理による造成地を地目変更するものです。
現地確認したところ、水田として作付けされています。

登記の公簿は宅地ですが、農地に地目変更しても支障ないと思います。

慎重審議をよろしくをお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

- 島田委員 土地改良事業なら換地の手続きを改良区で行ってくれませんか。
- 事務局長 換地までする事業と換地をしない事業がありまして、この事業は換地をしない事業です。
- 議 長 他にありませんか。
- 「なしの声あり」の声あり
- なければ、これをもって質疑を終了いたします。
- これより、議案第3号1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。
- 「異議なし」の声あり
- ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
-
- 議 長 議案第3号2番について、提案に関する補足説明を願います。
「4番 杉本隆一委員」
-
- 杉本委員 4番 杉本です。9月1日に井村昭次委員、井村悦丈委員とともに現地調査を行いました。
- 所有者は〇〇〇〇さん。所在地は〇町〇丁目です。
- 土地の経過については、事務局の説明どおりです。
現地確認による現地の状況は、雑草が生い茂り、住宅地区でもあり、農地としては認められない状況です。
- 登記の公簿は農地ですが、農地以外に地目変更しても支障ないと思います。
- 慎重審議をよろしくお願いします。
-
- 議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。
- 島田委員 上申書に経済面で計画を断念したとありますが、今後の計画はありますか。
- 事務局長 今後の計画はないようです。
- 島田委員 荒地にしないように管理して欲しいと指導したほうがいいのでは。
- 事務局長 空き地になりますので、地目は原野になるか雑種地になるかは登記官の判断です。土地の管理については口頭で説明できるかと思います。
- 谷委員 指導は行政が行うもので、農業委員会が行うものではない。
- 議 長 他にありませんか。

「なしの声あり」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第3号3番について、提案に関する補足説明を願います。
「7番 井村昭次 委員」

長谷川委員 7番 井村です。9月1日に長谷川裕見委員、井村悦丈委員とともに現地調査を行いました。

所有者は〇〇〇〇さん。所在地は〇〇地区〇〇線〇〇号、〇〇道路沿いです。

土地の経過については、事務局の説明とおりです。
現地確認による現地の状況は、農業用倉庫が2棟建てられておりまして、農地としては認められない状況です。

登記の公簿は農地ですが、農地以外に地目変更しても支障ないと思います。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。

第27回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 全員ご起立ください。 「礼」

以上、諮問0件、議案3件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後5時55分

上記第27回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成28年9月12日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____